

令和7年度「みやぎポイント」事業実施要領

1 趣旨

宮城県は、デジタル地域ポイント「みやぎポイント」の発行、運用及び参加店舗に関する事項を、本要領において定めるものとする。

2 事業の概要

(1) 目的

県は、防災機能を備えたデジタル身分証アプリの普及拡大及び経済活性化等を目的とした各種給付施策のデジタル化を目的として、県内の店舗等で利用可能な「みやぎポイント」を発行及び運用する。

(2) 地域ポイントの名称等

名 称 「みやぎポイント」

利用形態 県が契約する事業者の提供するスマートフォン用アプリケーションプログラムにより、ポイントを管理・運用する。

(3) ポイント発行方法

県は、令和7年5月下旬から令和8年2月までに、約4.5億円相当のポイントを発行する予定である。

なお、各ポイントの発行数や時期等の詳細に関しては、確定した都度、県ホームページ等で利用者及び参加店舗へ周知する。

(4) 利用店舗及び期間

「みやぎポイント」は、1ポイントを1円として、令和7年5月28日（水）から令和8年2月28日（土）までの期間において、県が指定した店舗で利用することができる。

なお、利用期間を過ぎた未利用のポイントは、全て失効する。

(5) 実施体制

宮城県及び県が契約する事業者が中心となり関係機関と連携して実施する。

なお、利用店舗の募集管理、利用者及び参加店舗を対象とした説明会の開催、問い合わせへの対応等、本事業の運営に必要な業務の一部については、宮城県が事業者に委託して実施する。

3 ポイントの利用

(1) 利用者の要件

「みやぎポイント」の付与を受けて利用する者は、下記の要件を全て満たすこと。

- ① 宮城県内に住民登録があること（ただし、一部のポイントは県内に住民登録が無い場合にも付与する場合がある。）
- ② マイナンバーカードを保有していること
- ③ アプリ提供事業者が動作保証しており、かつ、NFC機能を備えたスマートフォンを利用可能であること

(2) 利用方法

利用者が「みやぎポイント」アプリを起動して参加店舗に設置された二次元コードを読み取り、

利用ポイント数を設定して店舗に提示する。店舗は利用内容を確認した上で、決済を行う。

(3) 対象外のサービス等

以下の物品及びサービス等の購入に対しては、ポイントを利用することができない。

- ①来店を伴わない商品の購入（出前、配達、通信販売等。ただし、出前や配達による商品の購入であっても、ポイントの利用確認や利用の取消等、ポイント運用に必要なサービスを提供できる体制が確保できる場合は、差し支えない）
- ②出資や債務の支払い及び金融商品の購入
- ③商品券、ビール券、酒券、図書券等の金券・プリペイドカード、宝くじ及び電子マネーの購入
- ④切手、官製はがき、印紙の購入
- ⑤仕入れ等の事業資金の支払い
- ⑥月謝、受信料、家賃等の定額料金の支払い
- ⑦国や地方公共団体への支払い
- ⑧たばこ事業法第2条第1項第3号に規定する製造たばこの購入
- ⑨公序良俗に反するもの
- ⑩風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業に規定する営業に係る支払い
- ⑪医療費・調剤費の支払い
- ⑫その他、本事業の趣旨目的から適切でないと県が判断したもの

4 参加店舗

参加店舗は、以下の要件を全て満たすものとする。なお、以下の要件に関わらず、本事業の趣旨及び目的から適切ではないと県が判断した店舗は、対象外とする場合がある。

- (1) 宮城県内に店舗が所在していること（なお、移動式店舗については、宮城県内の事業者が運営し、かつ、県内で営業する場合に限り、参加店舗の対象とする）。
- (2) 本要領3（3）に該当する物品やサービスのみを取り扱う事業者ではないこと。
- (3) 利用者がポイントを安心して使えるよう、接客にあたる従業員等が、本事業の趣旨や県が別に作成するマニュアル等の内容を十分に理解し、利用者に対応する体制が整備できること。
- (4) 事業の内容等が法令または条例に違反していないこと。
- (5) 事業者が暴力団（宮城県暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団をいう。）または暴力団員等（同条例第2条第3項に規定する暴力団員等をいう。）でなく、暴力団等反社会的勢力との関係を有していないこと。
- (6) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に該当する店舗でないこと。
- (7) 事業への参加に必要な体制（PC・プリンタ等のOA機器、メールアドレス、インターネット環境、ならびに基本的な操作スキル）が整備できること。

5 その他

- (1) 本事業に係る歳出予算が不成立となったときは、事業を中止する場合がある。
- (2) この要領に定めるもののほか、事業の実施等に関し必要な事項については、県が別に定める。

附 則

この要領は、令和7年3月7日から施行する